



小売業者への指導等について

令和8年2月13日

環境省 環境再生・資源循環局 資源循環課 資源循環制度推進室
経済産業省 イノベーション・環境局 GXグループ 資源循環経済課

家電リサイクル法に基づく立入検査の実施状況

- 国は、毎年度、小売業者（インターネット販売事業者・通信販売事業者を含む。）に家電リサイクル法に基づく立入検査を実施するとともに、その実施状況を公表し、家電リサイクル法の適切な施行に努めている。
- アクションプランの取組目標も踏まえ、経済産業局及び地方環境事務所において、令和6年度は464件の立入検査を実施（令和5年度は428件）。
- 令和7年度においても、令和6年度実績と同等程度の実施目標を設定し、立入検査を実施中。

令和6年度立入検査件数（事業者ベース）

立入検査件数	464件
うち指導等を行った件数	341件

家電リサイクル法に基づく勧告について

- ◆ 立入検査等の結果、重大な家電リサイクル法違反が判明した小売業者については、家電リサイクル法に基づき勧告等を実施し、社名を含む事実関係等を公表している。
- ◆ 近年の勧告状況は以下のとおり。

	勧告日	勧告を受けた小売業者
令和4年度	令和5年 3月23日	小売業者1社(小売業者に該当する賃貸管理業者)
令和7年度	令和7年 6月27日	小売業者1社(小売業者に該当する賃貸管理業者)

賃貸管理業者への対応について

賃貸管理業者への対応の概要

- 家庭用エアコンの回収ルートとして、賃貸管理業者による賃貸物件からの回収が行われており、家電リサイクル法における小売業者に該当するケースが確認されている。
- 経済産業省・環境省においては、令和4年度の勧告以降、賃貸管理団体を通じて家電リサイクル法の周知を実施している。

事務連絡
令和5年3月23日

不動産関係団体 御中

経済産業省商務情報政策局情報産業課
環境省環境再生・資源循環局総務課リサイクル推進室

小売業者における特定家庭用機器廃棄物の適正な引取り等について

今般、賃貸管理物件の販売に付随して特定家庭用機器（いわゆる「家電4品目」）の小売販売を行う、特定家庭用機器再商品化法（平成10年法律第97号。以下「家電リサイクル法」という。）上の小売業者に該当する事業者の一部が、排出者から特定家庭用機器廃棄物の引き取りを行っていなかったことが判明し、家電リサイクル法第16条第1項の規定に基づく勧告を行いました。

経済産業省及び環境省においては、今後も引き続き家電リサイクル法の周知並びに規定に則して立入検査を実施する所存ですが、貴会におかれましては、下記事項の徹底について貴会傘下会員に対し周知方お願いします。

賃貸管理業者の皆様へのお願い 家電リサイクル法上の小売業者に該当していませんか？ ～家庭用エアコンの適正な処分に関するお願い～

家電リサイクル法の意義

- 賃貸管理物件等に備え付けられている家庭用エアコンを処分する場合は家電リサイクル法に基づき**家電リサイクル券**を用いることで、廃家電専門のリサイクル工場にて、適正なリサイクルが行われます。
- 家庭用エアコンを含む廃家電は、“適正処理困難物”や“有害使用済機器”に指定されるなど、極めて高い処理技術が求められる廃棄物であり、不適切な処理が行われると種々の環境問題を引き起こします。

賃貸管理業者の皆様が、「家電リサイクル法上の小売業者」に該当していないかご確認下さい

- 排出者（オーナー）に対して、**エアコンの設置・交換を含め製品販売等に伴う主な業務の接点**となっている場合、**賃貸管理業者が家電リサイクル法上の小売業者に当たります。**

家電リサイクル法上の小売業者の定義と義務

- **オーナーに対して、最終的に家庭用エアコンを販売した者が、小売業者と見なされます。**
- 小売業者は、**家電リサイクル法上の小売業者の下記義務を果たす必要があります。**
 - ✓ 消費者及び事業者（排出者）からの引取義務
 - ✓ 製造業者等への引渡義務
 - ✓ 収集運搬料金の公表・応答（リサイクル料金を含む）義務
 - ✓ 管理票（家電リサイクル券）の交付・管理・保管等義務

賃貸管理業者が小売業者に該当する場合の例

- **賃貸管理業者が、排出者（オーナー）から家庭用エアコンの設置・交換の発注を受けて、設置工事業者、家電量販店・共同調達組織・販売などから家庭用エアコンを調達した場合、賃貸管理業者が「小売業者」と見なされます。**（工事業者、家電量販店、共同調達組織、販売などは、「卸売業者」と見なされます。）



賃貸管理業者が小売業者に該当しない場合の例

- 賃貸管理業者が、オーナーに対して、販売店や工事業者を紹介した場合（**オーナーが工事業者に直接エアコンの交換・設置を発注し、工事業者は賃貸管理業者を介さずに家庭用エアコンを調達した場合**）には、工事業者や販売店が「小売業者」と見なされます。

※オーナーの皆様へ：賃貸管理業者向けに、エアコン適正排出に関する国土交通省からの事務連絡が出ております。オーナーの皆様は、管理されている物件の家庭用エアコンが適正排出されているか、賃貸管理業者にご確認の上、適正排出の促進にご協力をお願いいたします。

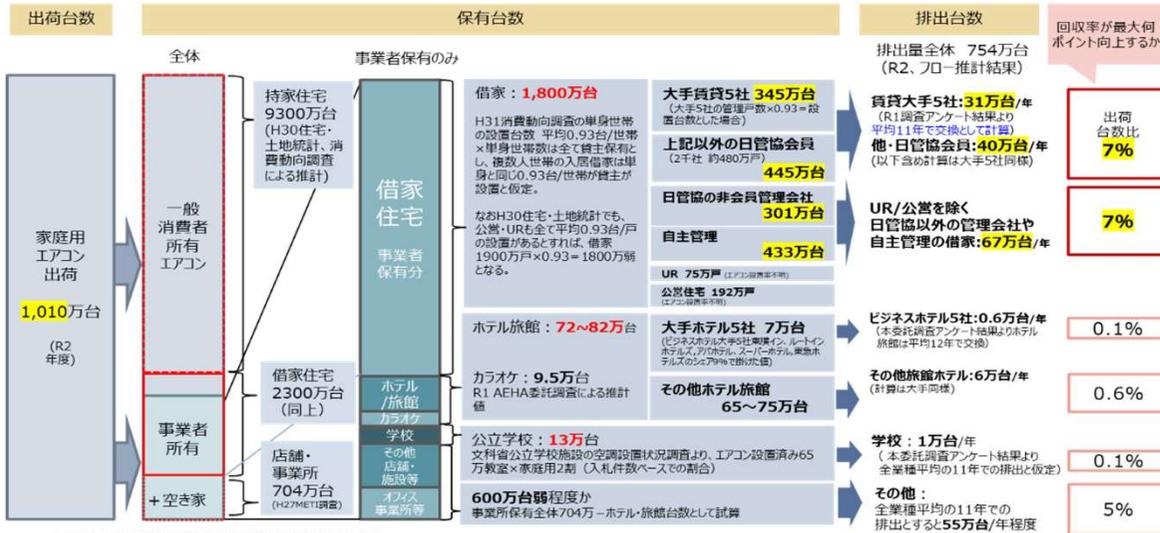
家庭用エアコンの保有者の全体像の推定(2023年3月再推計)

○ 家庭用エアコンの事業者による保有構造のイメージより、賃貸住宅(事業者保有分)の適正回収をターゲットとし普及啓発活動を推進。

保有台数)大手賃貸5社 345万台、日本賃貸住宅管理協会会員会社 445万台
 排出台数)大手賃貸5社 31万台/年 日本賃貸住宅管理協会会員会社 40万台/年

○ 賃貸管理業者の家電リサイクル券入会件数 2022年度 91件 ⇒2025年度 453件(22年比約500%UP)

【家庭用エアコンの事業者による保有構造のイメージ】



・ 出所) 三菱総研2022年度調査報告書より

【日管協主催イベント出展】

2023年度版

2025年度版

【日管協会員への普及啓発活動】

項目	内容	2023年度	2024年度
賃貸管理業者向け説明会	オンライン説明会	接続数約1,000件	日管協フォーラム講演
日管協主催イベント	会員への啓発	日管協総会 5月 日管協フォーラム11月	日管協総会 5月 日管協フォーラム11月
日管協広報活動	DM・メルマガ掲載	DM/メルマガ掲載	法務委員会「家電リサイクルナビック」制作

